



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文部科学省委託 令和7年度現職日本語教師研修プログラム普及事業「地域日本語教育コーディネーター研修」

講義4 地域日本語教育のプログラムデザイン② - 「生活Can do」に基づく日本語教育プログラムデザイン

「生活Can do」に基づく日本語教育プログラムデザインについて学ぶ。

関崎 友愛

(日本語サービスYOU&I 代表)



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文部科学省委託 令和7年度現職日本語教師研修プログラム普及事業「地域日本語教育コーディネーター研修」

講義4 地域日本語教育のプログラムデザイン② - 「生活Can do」に基づく日本語教育プログラムデザイン

講師：関崎 友愛

(日本語サービスYOU&I 代表)

言語文化学修士（大阪外国語大学）。海外技術者研修協会（AOTS）関西研修センター、大阪大学、筑波大学（非常勤）等を経て、国際交流基金日本語国際センター専任講師（2009～2015）。出産・子育てを契機に2021年に個人事業「日本語サービスYOU&I」を立ち上げ、子育てをする外国人保護者への言語サービス、地域社会へ向けた「やさしい日本語」研修などを行う。その他、埼玉県地域日本語教育コーディネーター。文化庁「日本語教育の参照枠」における「生活Can do」作成チームアドバイザー。

夏期研修 I【講義5】

地域日本語教育のプログラムデザイン② 「生活 Can do」に基づく日本語教育プログラムデザイン

関崎友愛（日本語サービスYOU&I 代表）

「令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」
地域日本語教育コーディネーター研修

この動画は2023年に収録されました。
講義番号、事業年度は収録時のものです。ご了承ください。

講義の流れ(45分)

1. 地域日本語教育に求められる今後の方向性
2. 日本語教育の参照枠における「言語教育観」の確認
3. 「生活Can do」とは
4. 「生活Can do」を参照する際の留意点
5. 「生活Can do」に基づく地域日本語教育プログラムデザイン

1. 地域日本語教育に求められる今後の方向性



「地域における日本語教育の在り方について」(報告)のポイント

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年間議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
このような状況を踏まえ、本報告は、
 - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について、期待される方向性を示したもの。
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。

ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
 レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする
 学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

2. 日本語教育の参照枠における言語教育観

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する²

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

出典：日本語教育の参照枠 報告（文化庁 令和3年10月12日）p.6

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93736901_01.pdf

<考えてみよう>

例：日本で子育てをする外国人保護者を対象とした地域日本語教育プログラムのデザインをする際に
どのような視点が必要となるか？

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する

3 多様な日本語使用を尊重する²

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

社会参加・自己実現のための日本語学習

外国人保護者が日本で子育てをする際に、我慢を強いられたり、不自由さを感じたり、諦めたりすることなく、自分らしく自由に子育てができるようになるための日本語教育プログラムを立案し、実践する

行動中心アプローチ・課題遂行を目標とした学習活動

子育て・教育に関する日本語の知識の獲得だけにとどまらず、日本語を使って子育てや教育に参加できるように

必要に応じて柔軟に多言語対応も

日本語母語話者のように日本語を使うことだけを目標としない
日本人と同じ方法・手段で子育てをすることを求めない
子育てにおいて日本語の使用だけを求めない

3.



「生活Can do」について

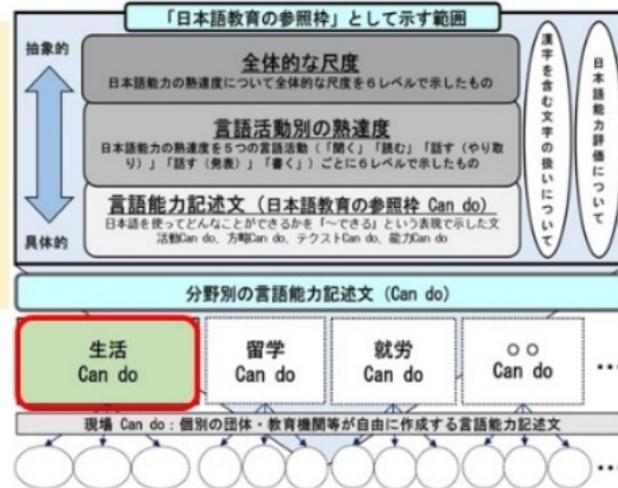
生活Can do

「生活Can do」は、国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活において、**日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの**。
 「日本語教育の参照枠」に示された分野別の**言語能力記述文（Can do）の一つ**。

対象となる範囲

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（平成22年5月、文化審議会国語分科会）に示される「生活上の行為の事例」

「生活上の行為の事例」	I 健康・安全に暮らす	VI 働く
	II 住居を確保・維持する	VII 人とかかわる
	III 消費活動を行う	VIII 社会の一員となる
	IV 目的地に移動する	IX 自身を豊かにする
	V 子育て・教育を行う	X 情報を収集・発信する



レベル
A1～B2

言語活動
聞くこと、読むこと、やり取り、発表、書くこと

例

<やり取り・A1・会話>
 日本語教室や国際交流のイベントに参加し、初めて会った人に、名前、出身、仕事などを尋ねたり、答えたりすることができる。【IX自身を豊かにする】
 <読むこと・A2・情報や議論を読むこと>
 地域などで発行している、外国人向けの防災パンフレットなどの短い簡単な文を読んで、避難所の位置や準備しておいた方がいいものなど、いくつかの情報を理解することができる。【I健康・安全に暮らす】

生活Cando一覧 (Excelデータ) は、文化庁HPよりダウンロード可能



出典：文化庁 日本語教育コンテンツ共有システム NEWS 「生活Cando説明資料」より
https://www.nihongo-ews.bunka.go.jp/infomation/framework_of_reference#life

生活上の行為の事例（令和3年度改定）

出典：「地域における日本語教育の在り方について」（報告）（令和4年11月29日）p79/81
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokuغو/hokoku/pdf/93798801_01.pdf

大分類	中分類	小分類	
I 健康・安全に暮らす	01 健康を保つ	(1)	医療機関で治療を受ける
		(2)	薬を利用する
		(3)	健康に気を付ける
	02 安全を守る	(4)	事故に備え、対応する
		(5)	災害に備え、対応する
II 住居を確保・維持する	03 住居を確保する	(6)	住居を確保する
	04 住環境を整える	(7)	住居を管理する
III 消費活動を行う	05 物品購入・サービスを利用する	(8)	物品購入・サービスを利用する
	06 お金を管理する	(9)	金融機関を利用する
IV 目的地に移動する	07 公共交通機関を利用する	(10)	電車、バス、飛行機、船等を利用する
		(11)	タクシーを利用する
	08 自力で移動する	(12)	徒歩で移動する
		(13)	自転車を利用する
		(14)	車・オートバイ等を使用する
V 子育て・教育を行う	09 家庭及び地域で子育てをする	(15)	出産に備える
		(16)	出産し育児をする
		(17)	家庭で子供を育てる
		(18)	地域で子供を育てる
	10 子供に教育を受けさせる	(19)	幼稚園・保育所で教育・保育を受けさせる
		(20)	小・中・高等学校で教育を受けさせる
		(21)	特別支援教育を受けさせる

VI 働く	11 仕事を探す	(22)	就職活動をする
		(23)	労働条件について理解する
		(24)	職場の安全を確保する
	12 仕事をする	(25)	個別業務を遂行する
		(26)	協働業務を遂行する
		(27)	勤務評価に対応する
		(28)	職業能力の開発を行う
	13 仕事に役立つ能力を高める	(29)	事務機器等を利用する
		(30)	職場の人間関係を円滑にする
(31)		人と付き合う	
VII 人とかかわる	14 他者との関係を円滑にする	(32)	異文化を理解する
		(33)	住民としての手続をする
VIII 社会の一員となる	15 地域・社会のルール・マナーを守る	(34)	住民としてのマナーを守る
		(35)	地域社会に参加する
	17 社会制度を利用する	(36)	福祉等のサービスを利用する
		(37)	社会保険を利用する
		(38)	生活設計をする
IX 自身を豊かにする	18 人生設計をする	(39)	学習する
	19 学習する	(40)	学習を管理する
		(41)	学習方法を身に付ける
		(42)	日本語を学習する
		(43)	日本について理解する
	20 余暇を楽しむ	(44)	余暇を楽しむ
	X 情報を収集・発信する	21 通信する	(45)
(46)			インターネットを利用する
(47)			電話等を利用する
22 マスメディアを利用する		(48)	マスメディア等を利用する

【参考】生活上の行為の大分類別の「生活 Can do」(案)項目数

生活上の行為の大分類	生活 Can do (案)		
	Can do の数	小分類数	小分類あたりの Can do 数の平均
I 健康・安全に暮らす	76	5	15.2
II 住居を確保・維持する	30	2	15.0
III 消費活動を行う	49	2	24.5
IV 目的地に移動する	43	5	8.6
V 子育て・教育を行う	155	7	22.1
VI 働く	149	9	16.6
VII 人と関わる	61	2	30.5
VIII 社会の一員となる	83	5	16.6
IX 自身を豊かにする	92	7	13.1
X 情報を収集・発信する	51	4	12.8
合計	789	48	16.4

①言語活動

「聞くこと」「読むこと」「やり取り（話すこと）」「発表（話すこと）」「書くこと」の5種類

②カテゴリー

5つの言語活動ごとの主な活動例の分類

言語活動とカテゴリー

聞くこと	広報・アナウンスや指示を聞くこと／音声メディアや録音を聞くこと／テレビや映画を見ること／聴衆の一人として生で聞くこと
読むこと	通信文を読むこと／情報や議論を読むこと／世情を把握するために読むこと／説明書を読むこと
やり取り	情報の交換／製品やサービスを得るための取引／目的達成のための共同作業／公式の議論とミーティング／非公式の議論（友人との）／会話／インタビューすること、インタビューを受けること
発表	長く一人で話す：経験談／聴衆の前での講演／公共アナウンス／長く一人で話す：論拠を述べること
書くこと	記録、メッセージ、書式／創作／レポートやエッセイ／通信

【生活 Can do 一覧による提示の例】

No.	言語活動	カテゴリー	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すことができる。	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る
2	発表	長く一人で話す：経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口で電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する
3	読むこと	世情を把握		健康診断や定期検診などで指定された病院のウェブサイトにアクセスし、診察日や時間を確認することができる。	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する
4	やり取り	やり取りをする		歯医者や歯科の予約をするとき、ゆとりと話されれば、名前や電話番号、予約理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	予約を申し込む

③レベル

「日本語教育の参照枠」の日本語能力の熟達度を示すレベル A1、A2、B1、B2 (B2は一部のみ。)

④生活上の行為の事例

大分類・中分類・小分類・事例1 (上位項目)・事例2 (下位項目)

4. 「生活Can do」を参照する際の留意点

● 想定される利用者と参照の目的

① 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、学習支援者

- カリキュラムやコースをデザインするため。
- 学習活動を設計するため。
- 日本語学習者が生活場面で必要となる言語行動を具体的に把握するため。

② 日本語学習者

- 今自分が日本語でどのようなことができるのかを把握するため。
- 日本語学習の際の目標を設定するため。
- 学んだことをどのくらいできるようになったのかを把握するため。

③ 行政担当者

地域に在住する外国人等が、日常生活でどのようなことを日本語で行うことが求められているのかを具体的に把握し、地域の多文化共生に関する施策立案（目的・対象別の日本語教室、通訳者・翻訳者、生活ガイダンス講座等の設置など）に生かすため。

④ 学習者の周りの人々

日本語を学んでいる人が、今、どのようなことを学んでいるのかを具体的に把握し、日本語でできること、できないことを意識し、会話などを調整しながらコミュニケーションを進めていくため。

出典：「地域における日本語教育の在り方について」（報告）（令和4年11月29日）p82

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93798801_01.pdf

4. 「生活Can do」を参照する際の留意点

- 「生活Can do」に挙げられている言語行動は、日本語学習者が日本語でできるようにならない行為の一覧ではない。また、網羅的なものではない。
- 日本語学習は Can do で示した言語活動のみで進められるものではない。

それぞれの地域の状況や
学習者のニーズに応じて
「生活Can do」を**取捨選択・追加**する

5. 「生活Can do」に基づく 地域日本語教育プログラムデザイン

方法1: 「生活Can do」を各ユニットの「学習目標」として取り入れる

方法2: 「生活Can do」を活動内容の参考にする

方法3: 「生活Can do」を行政や他の関連機関との連携に活用する

方法1: 「生活Can do」を各ユニットの「学習目標」として取り入れる

—子育て中の保護者のための生活日本語コース(到達目標:A2)の場合—

<コース全体のデザイン>

①コース全体の到達目標の設定

全体的な尺度、参照枠Can doを参考に

②各ユニットの学習目標・活動内容の設定

生活Can doのうち「子育て・教育を行う」Can doを中心に選択

③評価方法の設定

パフォーマンス評価・ルーブリックによる自己評価・ポートフォリオなどを組み合わせる

1 ユニットの例 (2時間×2回)

【学習目標】

「生活上の行為の事例」のうち、扱いたい事例のCan doを選択する(「子育て」A2) /
またはCan doを参照して新規Can doを作成する

290	聞く こと	広報・アナウンス や指示を聞くこと	A2	子供の発熱や体調不良などで、保育園や幼稚園の先生からの電話によるお 迎えを要請する簡単な説明や指示を聞いて、理解することができる。
-----	----------	----------------------	----	--

【学習内容】

- ① 子供の体調・病気に関する語彙・表現
- ② 日本の保育園・幼稚園事情：
登園不可の条件(発熱・風邪症状など)
- ③ 園を欠席する場合の連絡の仕方
(電話／連絡アプリ)
- ④ 園からの電話に対応する会話練習
 - ・すぐに迎えに行けない場合
 - ・他の人に迎えに行ってもらおう場合 など

● 目標Candoを達成するために必要となる
学習内容・学習言語項目を決める

● 生活・文化・社会的情報(日本社会や日
本の文化・習慣、地域の生活に関する知
識)を取り入れる
※必要に応じて学習者が理解できる言語
等で提供することが望ましい

● 学習者を取り巻く実際の場面を想定した
活動を

○関連Can doを探して参照することで、学習内容に広がりを持たせることができる

271	やり取り	インタビューすること、インタビューを受けること	A2	保育園や幼稚園の入園面接で、子供の健康状態（持病やアレルギーの有無など）や、生活（食事や遊び、睡眠など）についての簡単な質問に対して、短い簡単な言葉で答えることができる。
279	読むこと	情報や議論を読むこと	B1	保育園や幼稚園からの感染症に関するを読んで、感染した場合どうすればよ重要な情報を理解することができる。
283	やり取り	製品やサービスを得るための取引	A2	子供の診察時に、医師に、いつから可書がもらえるかどうかなどについて理解することができる。
286	書くこと	記録、メッセージ、書式	A2	保育園や幼稚園などの連絡帳（マの体調について心配なことや、おな文で書くことができる。
289	読むこと	世情を把握するために読むこと	A2	保育園や幼稚園からくる短い期、学級閉鎖の期間や該当クる。

- 各ユニット内に複数のCan doを目標とした活動を行ってもよい
- 関連する他のCan doを参照することにより、1つのユニット（例えば「子どもの病気」）の学習内容に広がりを持たせることができる
- 連続する2～3ユニットで関連するCan doを扱うのもよい
- 各ユニットでは導入（アイスブレイク）→受容（読む・聞く）→産出（話す（やり取り・発表）・書く）の順番に活動をデザインすると活動が進めやすく、学習者の達成感も生まれやすい

○同じ事例内の前後のレベルのCan doを参照することで、**レベル感・成長イメージ**を把握することができる

257	やり取り	会話	A1	公園で他の親子と同じ遊具で遊ぶときに、「お先にどうぞ」など短い簡単な言葉で順番を譲ったり、「ありがとうございます」などと答えたりすることができる。
-----	------	----	----	---

A1:基本的な言い回し・日常表現
必要最低限の生活ができる

254	やり取り	会話	A2	公園などで会った他の保護者と、普段どこで子供を遊ばせているかや、地域のおすすめの遊び場などについて、短い簡単な言葉で話すことができる。
-----	------	----	----	---

A2:日常的な範囲で簡単なやり取り
社会に関わりながら生活の幅を広げる

256	やり取り	会話	B1	公園などで会った他の保護者に話しかけ、子供が通っている保育園や幼稚園、習い事など身近な話題について質問したり、ある程度詳しく答えたりして、会話を続けることができる。
-----	------	----	----	--

B1:日常生活に柔軟に対応できる
社会に積極的に関与していく

255	やり取り	会話	B2	近所の公園などで子供を遊ばせているとき、他の親たちと、子育ての悩みや地域の情報、知人の噂話など、様々な話題について、流暢に自然に活発なやりとりに積極的に参加することができる。
-----	------	----	----	---

B2:自己の視点を明確に詳細に述べる
自己表現し社会で活躍できる

方法2: 「生活Can do」を活動内容の参考にする

A2

公園などで会った他の保護者と、普段どこで子供を遊ばせているかや、地域のおすすめの遊び場などについて、短い簡単な言葉で話することができる。

活動例: 住んでいる地域にどんな公園があるか、どんな遊び場があるかを調べるフィールドワーク

案①: インターネットで地域の公園や遊び場について調べ、実際に行って写真を撮ってきて教室で紹介し合う

案②: 公園などに出向き、子供を遊ばせている日本人保護者におすすめの遊び場についてインタビューをし、得た情報をワークシートにまとめる

→活動を通して、地域の子育て支援センター、児童館のスタッフ、他の保護者などとコミュニケーションを取れるようデザインすることで、学習者が教室外にも顔見知りを増やすことにつながる (地域日本語教室が地域社会との橋渡し役となる)

【重要なポイント】
学習を教室の外へ!
学習者をいかに外の社会
とつなげるか。
学習者の社会参加につな
がる活動を取り入れる!

考えられる他の活動例

356	やり取り	情報の交換	A2	近所の病院について、場所や様子などの簡単な情報を友人に質問し、いくつかの簡単な答えを理解することができる。	I 健康・安全に暮らす	01 健康を保つ	(01) ●医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	隣人に容態を伝えて助言を求める
367	やり取り	情報の交換	A2	子供が体調不良のときに、どんな対処法をとっているかなどについて、友人に質問したり、質問に答えたりすることができる。	V 子育て・教育を行う	09 家庭及び地域で子育てをする	(17) 家庭で子供を育てる	健康管理(食事、歯磨き、睡眠等)する	健康管理方法の文化相違を理解する



- ・地域で活動する**子育てサークル**等と協力し、子育て情報交換会を実施する
- ・**未就園児の子を持つ保護者**を招き、地域の小児科の情報や、子供が体調不良時の対処法について話し合う座談会を実施する
- ・**看護師、保健師、助産師**などに協力を依頼し、「子供が病気になった時の対処法」に関するやさしい日本語による勉強会を実施する

方法3: 「生活Can do」を行政や他の関連機関との連携に活用する

- 地域日本語教室は、地域における日本語教育活動を充実させるために多様な機関との連携が求められている
- そのために地域日本語教育コーディネーターは日本語教育活動を地域社会と結び付けてデザインしていくことが必要
- 地域には多様なリソースがあり、それらを有機的につなげ、豊かな教育活動を行うことが望まれる

教育委員会	小・中・高等学校	外国人を雇用する企業・事業者	幼稚園	保育園	日本語教育機関	日本語教師養成機関	大学	子育て支援センター
保健センター	児童館	スーパー	コンビニ	飲食店	警察	消防署	銀行	郵便局
公共交通機関会社	社会福祉協議会(ボランティアセンターなど)	地域のNPO団体・ボランティア団体・サークル等	病院(地域のクリニック・歯医者、皮膚科、産院等)	薬局・薬店	外国人コミュニティ	塾・子供向けの各種スクール	町内会(自治会)	ファミリーサポートセンター

考えられる他機関との連携の一例

403	やり取り	情報の交換	BI	自分の家庭・勤務状況では子供をどこに預けられるのか、それはどのような場所なのか、などの詳しい情報について、保育園や幼稚園についてよく知っている人に質問したり、質問に答えたりすることができる。	V子育て・教育を行う	10 子供に教育を受けさせる	(19) 幼稚園・保育所で教育・保育を受けさせる	託児施設・保育施設を利用する	どのような託児方法があるか情報を得る
-----	------	-------	----	---	------------	----------------	--------------------------	----------------	--------------------

(BIレベルに到達していない) 外国人保護者にとって、日本の保育園・幼稚園の制度などの情報へのアクセスが容易ではないことが想像できる



- ・各自治体の保育課等（名称は地域によって異なる）と連携し、外国人保護者向けの保育園入園手続き説明会を企画する
- ・地域の幼稚園と連携し、外国人保護者向けの入園までの流れや手続き、入園条件などについての説明会を企画する
- ・日本語（やさしい日本語含む）による情報提供だけでなく、他の関連機関が作成した多言語のツール等を地域日本語教育に柔軟に取り入れ、有効活用することが大切
- ・地域日本語教室から各関連機関に向けて外国人対応の方法を示したり、多文化共生意識を啓発することも重要

多言語ツールの一例

「保育園・幼稚園のことを伝えるリーフレット」(5言語/日本語併記)

出典: かながわ国際交流財団「外国人住民のための子育て支援サイト」より

<https://www.kifjp.org/child/supporters#hoiku>

Gửi những quý vị xuất thân từ nước ngoài và đang nuôi dưỡng con ở Nhật Bản

Bạn có biết về Nhà trẻ / Trường mẫu giáo của Nhật Bản?

これから日本で子育てをしていく外国出身の皆さんへ
保育園・幼稚園を知っていますか?

Ở Nhật Bản, có 2 loại cơ sở dành cho trẻ em trước khi trẻ vào học Tiểu học. Ở Nhật Bản, hầu hết trẻ em đều đến Nhà trẻ / Trường mẫu giáo.

* Mặc dù có các cơ sở khác như Vườn trẻ được chứng nhận và Cơ sở chăm sóc trẻ em không được chứng nhận, nhưng ở đây chúng tôi sẽ chỉ giới thiệu về Nhà trẻ / Trường mẫu giáo.

日本には小学校の前に通える施設が2種類あります。日本では、ほとんどの子どもたちが保育園か幼稚園に通います。

※その他、認定こども園や認可外保育施設もありますが、ここでは保育園・幼稚園を紹介しています。

Những quý vị đang nuôi con nhỏ ở Nhật Bản có thử suy nghĩ đến việc cho con bạn đi Nhà trẻ / Trường mẫu giáo không? Việc đi Nhà trẻ / Trường mẫu giáo có nhiều điểm hay.

日本で子育てをしている方は、子どもをどこかに行かせることを考えてみませんか？園に通うとたくさんの良いことがあります。

Trẻ làm quen với cuộc sống tập thể và giao tiếp bằng tiếng Nhật.

子どもが日本の集団生活や日本語のやり取りに慣れます。

Phụ huynh có thể biết các thông tin như nuôi dạy con và giáo dục ở Nhật Bản.

親が日本の子育てや教育などの情報を知ることができます。

Cha mẹ và con cái có thể làm quen với nhiều người trong khu vực và trở thành bạn bè với nhau.

親子が地域のいろいろな人と知り合い、友達になることができます。

Nhà trẻ 保育園 (ほいくえん)

Giữ trẻ em vào ban ngày thay cho cha mẹ đi làm hoặc ốm đau. Đây cũng là nơi chuẩn bị cho trẻ vào trường tiểu học khi con nhỏ (trên 3 tuổi).
仕事をする親や病気の親のかわりに子どもを預かります。幼児園(3歳以上)は小学校に入る準備もします。

Đăng ký ở đâu?
Đăng ký tại Phòng phụ trách nuôi dạy trẻ em của trụ sở hành chính.
どこで申し込みますか？
役所の保育担当課で申し込みます。

Đăng ký khi nào?
Trường hợp vào Nhà trẻ ký tháng 4, hãy nộp đơn trước tháng 10 hoặc tháng 11 của năm trước năm mà bạn muốn cho con vào học. (Thời kỳ đăng ký khác nhau tùy thuộc vào từng chính quyền địa phương). Nếu vào học những tháng khác ngoài tháng 4, thì hãy đăng ký muộn nhất vào ngày được quy định của tháng trước đó.
いつ申し込みますか？
4月入園の場合は、入りたい年の前年10月か11月までに申し込みます。(自治体によって申込時期が異なります) 4月以外は前月の決まった日付までに申し込みます。

Vi thời kỳ đăng ký khác nhau tùy khu vực mà bạn đang sống, nên xin vui lòng xác nhận tại trụ sở hành chính.
住んでいる地域によって違うため役所で確認してください。

Trẻ từ mấy tuổi thì có thể đi Nhà trẻ?
Trẻ em từ 0 đến 6 tuổi (trước khi vào tiểu học) đều có thể đi Nhà trẻ.
0歳〜6歳(小学校に入るまでは)通うことができます。
* Độ tuổi đi Nhà trẻ cũng có thể khác nhau tùy thuộc vào từng Nhà trẻ.
※園によっては通える年齢が違うこともあります。

Trẻ đi Nhà trẻ cần phải có những điều kiện gì?
Cha mẹ đi làm, ốm đau, v.v.
子どもが通うための条件はありますか？
両親が働いている、病気など

Bắt cứ trẻ nào cũng có thể vào Nhà trẻ phải không?
Trong những trường hợp như không đủ điều kiện hoặc nếu Nhà trẻ đã đủ chỗ v.v., thì không thể vào học.
誰でも入園できますか？
条件に合わない場合や定員に達している場合などは入ることができません。

Lịch hoạt động trong 1 ngày 1日の流れ

7:30-8:30 sáng 7:30 a.m. - 8:30 a.m.
11:30 sáng 11:30 a.m.
4:30-6:30 chiều 4:30 p.m. - 6:30 p.m.

Ăn trưa 給食
Những đồ ăn như đồ ăn Halal (đồ ăn theo luật Hồi giáo) v.v. không được cung cấp, nên cũng có trường hợp phải tự mang theo bữa trưa của mình.
ハラールフードなどは対応していないため、食事を持参することもあります。

Đưa trẻ đến Nhà trẻ 送り
Đến đón trẻ về 迎え

Chi phí 費用
0 tuổi 1 tuổi 2 tuổi 3 tuổi 4 tuổi 5 tuổi
0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳
Phí trả tiền
Phí nuôi giữ trẻ em khác nhau tùy thuộc vào mục đích của cha mẹ.
Tư tháng 4 của năm sau khi trẻ tròn 3 tuổi 3歳になった次の4月から
không tốn phí nuôi giữ trẻ Công có tính phí một vài chi phí khác ngoài phí nuôi giữ trẻ. 保育料はかかりません。保育料以外の費用がかかります。

Ngày nghỉ お休み
Chủ nhật, ngày nghỉ lễ, ngày nghỉ cuối năm và đầu năm mới
日曜日、祝日、年末年始

Trường mẫu giáo 幼稚園 (ようちえん)

Giáo dục trước khi vào trường tiểu học
小学校に入る前に教育します

Đăng ký ở đâu?
Đăng ký trực tiếp cho Trường mẫu giáo mà bạn muốn cho con theo học.
どこで申し込みますか？
通いたい幼稚園に直接申し込みます。

Đăng ký khi nào?
Có một ngày nộp đơn vào khoảng tháng 10 hoặc tháng 11 của năm trước năm vào Trường mẫu giáo.
いつ申し込みますか？
入園前年の10月〜11月ぐらいに願書を出す日があります。
Vi ngày nộp đơn xin khác nhau tùy mỗi Trường mẫu giáo, nên xin hãy xác nhận với Trường mẫu giáo.
幼稚園によって違うため、園に確認してください。

Trẻ từ mấy tuổi thì có thể đi Nhà trẻ?
Và nguyên tắc, trẻ em từ 3 đến 6 tuổi (trước khi vào Trường tiểu học) theo học. Cũng có một số Trường mẫu giáo có lớp cho trẻ 2 tuổi.
いつ申し込みますか？
原則3歳〜6歳(小学校に入るまで)が通います。園によっては2歳クラスもある場合があります。

Trẻ đi Trường mẫu giáo cần phải có những điều kiện gì?
Vi mỗi Trường mẫu giáo khác nhau nên cần phải xác nhận với từng Trường mẫu giáo.
子どもが通うための条件はありますか？
幼稚園によって違うため、各幼稚園へ確認が必要です。

Bắt cứ trẻ nào cũng có thể vào Nhà trẻ phải không?
Cũng có trường hợp không được vào Trường mẫu giáo do kết quả phỏng vấn ở Trường mẫu giáo.
誰でも入園できますか？
幼稚園の面接により落ちることはあります。

Lịch hoạt động trong 1 ngày 1日の流れ

9:00 sáng 9:00 a.m.
11:30 sáng 11:30 a.m.
2:30 chiều 2:30 p.m.
4:30-6:30 chiều 4:30 p.m. - 6:30 p.m.

Nuôi giữ trẻ thông thường 通常保育
Nuôi giữ trẻ thêm giờ 預かり保育

Đưa trẻ đến Nhà trẻ 送り
Đến đón trẻ về 迎え

Chi phí 費用
Theo nguyên tắc là miễn phí nuôi giữ cho trẻ em từ 3 tuổi trở lên. Những thu phí tài sản. Phí nhập học, phí giáo dục tại trường, phí đồng phục, đồ dùng học tập, phí nuôi giữ trẻ thêm giờ v.v.
* Trường hợp miễn được chi trả nuôi giữ trẻ em tại Vườn trẻ được chứng nhận, thì sẽ thuộc đối tượng được miễn phí nuôi giữ trẻ. 認定こども園で保育を受けた場合は預かり保育は無償化の対象になります。

Ngày nghỉ お休み
Chủ nhật, ngày nghỉ lễ, ngày nghỉ cuối năm và đầu năm mới, nghỉ hè, nghỉ đông, nghỉ xuân
日曜日、祝日、年末年始、夏休み、冬休み、春休み
(Một số Trường mẫu giáo có thể nhận nuôi giữ trẻ em trong các kỳ nghỉ dài, nhưng sẽ tính thêm phí riêng.) (長期に預かり保育ができる園もありますが、別にお金がかります。)

まとめ

(1) 日本語教育の参照枠における「言語教育観」

- ▶ 社会参加・自己実現のための日本語学習
- ▶ 行動中心アプローチ・課題遂行を目標とした学習活動
- ▶ 日本語で行うことだけを押し付けない（必要に応じて柔軟に多言語対応も）

(2) 「生活Can do」に基づいた日本語教育プログラムデザイン

- ▶ 学習目標とする
- ▶ 教室活動の参考にする（学習を教室の外へ広げる）
- ▶ 行政や他の関連機関との連携のヒントとする

参考文献

- 日本語教育の参照枠（報告）（令和3年10月12日）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93736901_01.pdf

- 「地域における日本語教育の在り方について」（報告）（令和4年11月29日）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93798801_01.pdf

- かながわ国際交流財団「外国人住民のための子育て支援サイト」

<https://www.kifjp.org/child/supporters#hoiku>

- 令和5年度「文化庁日本語教育大会」（WEB大会）2. 「日本語教育の参照枠」 オンラインワークショップ「日本語教育の参照枠」を活用したコースデザインを考える

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/r05/index.html